

議 案 目 録

令和2年(2020年)6月1日

番 号	件 名
議案第 57 号	令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予算(第3号)
議案第 58 号	彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例案
議案第 59 号	彦根市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 60 号	彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 61 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 62 号	彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第 63 号	彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 64 号	工事請負契約の締結につき議決を求めることについて
議案第 65 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 66 号	彦根市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とするにつき同意を求めることについて
報告第 5 号	令和2年度(2020年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について
報告第 6 号	第33期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について
報告第 7 号	第24期株式会社夢京橋の事業計画について
報告第 8 号	第18期株式会社四番町スクエアの事業計画について
報告第 9 号	令和元年度(2019年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について
報告第 10 号	令和元年度(2019年度)彦根市事故繰越し繰越計算書について
報告第 11 号	令和元年度(2019年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

議案第 58 号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 54 条第 2 項中「付属」を「附属」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場

合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 74 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 74 条の 3 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地または家屋の現所有者の住所、氏名または名称、次号に規定する個人との関係および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名または名称および同号に規定する個人との関係)

(2) 土地または家屋の所有者として登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登録または登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所および氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 75 条第 1 項中「または」を「もしくは」に、「によって」を「により、または現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 94 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 94 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第 131 条第 6 項中「第 54 条第 6 項」を「第 54 条第 7 項」に改める。

付則第 3 条の 2 第 1 項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第4条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第5条の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第6条の3中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第7条中「法附則第15条から第15条の3の2までの」を「法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条または第62条の」に、「または法附則第15条から第15条の3の2まで」を「または附則第15条から第15条の3の2まで、第61条もしくは第62条」に改める。

付則第7条の2第16項を同条第18項とし、同条第15項中「0(」を「、0(」に改め、「をいう」の次に「。第19項において同じ」を加え、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第7条の2中第14項を第15項とし、第9項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第7条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋および構築物を含む。)とする。

付則第8条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第8条の2の見出し中「平成31年度または平成32年度」を「令和元年度または令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分または平成32年度分」を「令和元年度分または令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地または平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「または法」を「または」に改める。

付則第9条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「または法」を「または」に改める。

付則第 12 条第 1 項中「または法」を「または」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 12 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 14 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

付則第 14 条の 2 第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

付則第 19 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

付則に次の 3 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 20 条 第 9 条第 8 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る 寄附金税額控除の特例)

第 21 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 6 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 22 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

第 2 条 彦根市市税条例の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 321 条の 8 第 22 項および第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項および第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 4 号中「によって」を「により」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項または第 19 項」を「または第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項および第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項および第 35 項」に改める。

第 21 条中「および第 4 項」を削る。

第 24 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項および第 31 条第 2 項の表第 1

号において「収益事業」という。)」を加え、「第 31 条第 2 項の表の第 1 号」を「同号」に、「第 48 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 48 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 1 号オ中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間もしくは同項第 3 号連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第 4 号」を「もしくは同項第 2 号の期間または同項第 3 号」に改める。

第 48 条第 1 項中「第 4 項、第 19 項、第 22 項および第 23 項」を「第 31 項、第 34 項および第 35 項」に、「第 10 項、第 11 項および第 13 項」を「第 9 項、第 10 項および第 12 項」に、「第 4 項、第 19 項および第 23 項」を「第 31 項および第 35 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 3 項」を「第 2 項後段」に改め、同条第 2 項中「第 66 条の 7 第 5 項および第 11 項または第 68 条の 91 第 4 項および第 10 項」を「第 66 条の 7 第 4 項および第 10 項」に、「第 321 条の 8 第 24 項」を「第 321 条の 8 第 36 項」に改め、同条第 3 項中「第 66 条の 9 の 3 第 4 項および第 10 項または第 68 条の 93 の 3 第 4 項および第 10 項」を「第 66 条の 9 の 3 第 3 項および第 9 項」に、「第 321 条の 8 第 25 項」を「第 321 条の 8 第 37 項」に改め、同条第 4 項中「第 321 条の 8 第 26 項」を「第 321 条の 8 第 38 項」に改め、同条第 5 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「同条第 21 項」を「同条第 33 項」に、「、第 4 項または第 19 項」を「または第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に改め、同条第 6 項中「、第 4 項または第 19 項」を「または第 31 項」に、「同条第 22 項」を「同条第 34 項」に、「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 7 項中「第 321 条の 8 第 22 項」を「第 321 条の 8 第 34 項」に、「、第 4 項または第 19 項」を「または第 31 項」に改め、同項第 2 号中「第 321 条の 8 第 23 項」を「第 321 条の 8 第 35 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項中「第 321 条の 8 第 42 項」を「第 321 条の 8 第 52 項」に、「同条第 42 項」を「同条第 52 項」に、「第 12 項」を「第 11 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「第 10 項の内国法人」を「第 9 項の内国法人」に、「第 75 条の 4 第 2 項」を「第 75 条の 5 第 2 項」に、「第 10 項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「第 13 項」を「第 12 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「第 13 項前段」を「第 12 項前段」に、「第 321 条の 8 第 51 項」を「第 321 条の 8 第 61 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項中「第 13 項後段」を「第 12 項後段」に、「第 15 項」を「第 14 項」に、「第 75

条の 4 第 3 項もしくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。))」を「第 75 条の 5 第 3 項もしくは第 6 項」に、「第 10 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 16 項とする。

第 50 条第 2 項中「、第 4 項または第 19 項」を「または第 31 項」に、「同条第 23 項」を「同条第 35 項」に、「、第 2 項または第 4 項」を「または第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項または第 19 項」を「または第 31 項」に改め、「(同条第 2 項または第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。))」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項または第 19 項」を「または第 31 項」に改める。

第 52 条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 94 条第 2 項ただし書中「0.7 グラム」を「1 グラム」に、「0.7 本」を「1 本」に改める。

付則第 3 条の 2 第 2 項中「および第 4 項」を削る。

付則第 7 条中「第 61 条または第 62 条」を「第 63 条または第 64 条」に、「第 61 条もしくは第 62 条」を「第 63 条もしくは第 64 条」に改める。

付則第 7 条の 2 第 19 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第 3 条 彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

付則第 1 条の 2 の見出し中「および第 39 項」を「等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

付則第 11 条中「または第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 または第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「もしくは第 61 条」を加える。

付則第 12 条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

第 4 条 彦根市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

付則第 11 条中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中彦根市市税条例第 94 条第 2 項にただし書を加える改正規定および同条第 4 項

の改正規定ならびに付則第 6 条の規定 令和 2 年 10 月 1 日

- (2) 第 1 条中彦根市市税条例第 25 条第 1 項第 2 号、第 34 条の 2 および第 36 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定ならびに同条例付則第 3 条の 2、第 5 条の 2 第 1 項、第 14 条第 1 項、第 14 条の 2 第 3 項、第 21 条および第 22 条の改正規定ならびに第 2 条中彦根市市税条例付則第 7 条および第 7 条の 2 第 19 項の改正規定ならびに第 4 条、次条ならびに付則第 3 条第 2 項および第 3 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日

- (3) 第 1 条中彦根市市税条例第 74 条の 3 および第 75 条第 1 項の改正規定 令和 3 年 4 月 1 日

- (4) 第 2 条中彦根市市税条例第 94 条第 2 項ただし書の改正規定および付則第 7 条の規定 令和 3 年 10 月 1 日

- (5) 第 2 条(第 2 号および前号に掲げる改正規定を除く。)および付則第 4 条の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(延滞金に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)付則第 3 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 25 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)、第 34 条の 2 および第 36 条の 2 第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 令和 3 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦(旧法第 314 条の 2 第 3 項の規定に該当するものに限る。)または旧法第 292 条第 1 項第 12 号に規定する寡夫である第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第 4 条 付則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正後の彦根市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「5 号施行日」という。)

以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。))第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。))が5号施行日前に開始した事業年度を除く。))分の法人の市民税について適用する。

- 2 5号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の市民税および5号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。))(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第74条の3の規定は、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に、新条例第74条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 第3条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(彦根市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 彦根市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年彦根市条例第35号)の一部を次の

ように改正する。

付則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第10条 彦根市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年彦根市条例第30号)の一部を次のように改正する。

付則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

付則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成29年彦根市条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(彦根市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 彦根市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年彦根市条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第7号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第8号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第9号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第10号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第3条第2項および第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

付則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項および第5項中「32年新条例」を「2年

新条例」に改める。

付則第 11 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項および第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

(彦根市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 13 条 彦根市市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年彦根市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 14 条 彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成 31 年彦根市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 条および第 3 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

付則第 4 条中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

議案第 59 号

彦根市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市手数料条例の一部を改正する条例

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(個人番号カード再交付手数料)

第 6 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付を受ける者から、手数料として 1 枚につき 800 円を徴収する。

第 6 条の 2 を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根
市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「もしくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加え
る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 43 条第 1 項中「6 か月」を「1 年」に改める。

第 44 条第 1 項第 2 号イを同号アとし、同号ロ(イ)から(ニ)までを同号ロ(ア)から(エ)までとし、同号ロ(ホ)中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同号ロ(ホ)を同号ロ(オ)とし、同号ロを同号イとし、同条第 2 項中「まで」の次に「(市長が災害その他特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日まで)」を加え、同条第 3 項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 43 条および第 44 条の規定は、納期限が令和 2 年 2 月 1 日以後の保険料について適用する。

議案第 62 号

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例

彦根市介護保険条例(平成 12 年彦根市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「6 か月」を「1 年」に改める。

第 17 条第 2 項中「まで」の次に「(市長が災害その他特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日まで)」を加え、同条第 3 項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 16 条および第 17 条の規定は、納期限が令和 2 年 2 月 1 日以後の保険料について適用する。

議案第 63 号

彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

彦根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 33 号)
の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 を次のように改める。

第 4 条の 2 非常勤消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は、勤務年数
に算入しない。

(1) 一定期間勤務しなかったことが明白である場合

(2) 彦根市消防団条例(昭和 25 年彦根市条例第 10 号)第 1 条の 3 第 3 項に規定する機能別消
防団員として勤務した期間がある場合

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて

下記のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 工事の名称

G I G Aスクール構想対応 彦根市小中学校 校内 L A N整備委託業務

2 契約金額

324,500,000 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8
- (2) 名 称 N E C ネットエスアイ株式会社 京滋支店
- (3) 代表者 支店長 磯 野 文 明

4 契約方法

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

議案第 65 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD—I 型)

2 契約金額

52,639,840 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
- (2) 名 称 株式会社モリタ 関西支店
- (3) 代表者 支店長 土 居 典 生

4 契約方法

指名競争入札

議案第 66 号

彦根市農業委員会委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者
とすることにつき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市農業委員会委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等または認定農業者等に準ず
る者としてすることにつき同意を求めることについて

彦根市農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が当該委員の過半数を占めないため、
当該委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者としてすることにつき、
農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 5 項ただし書および農業委員会等
に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 23 号)第 2 条第 2 号の規定により、議会の同意を求め
る。

報告第 5 号

令和 2 年度(2020 年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 2 年度(2020 年度)の一般財団法人彦根市事業公社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

報告第 6 号

第 33 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 33 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

報告第 7 号

第 24 期株式会社夢京橋の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 24 期株式会社夢京橋の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

報告第 8 号

第 18 期株式会社四番町スクエアの事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 18 期株式会社四番町スクエアの事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

報告第 9 号

令和元年度(2019 年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について

令和元年度(2019 年度)彦根市一般会計予算および令和元年度(2019 年度)彦根市下水道事業特別会計予算のうち、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

令和元年度（2019年度）繰越明許費繰越計算書

（単位 千円）

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入特定財源	未収入		
							国・県支出金	市債	その他
一般会計	民生費	社会福祉費	介護保険整備事業	33,600	33,600		33,600		
	農林業費	農業費	担い手確保経営強化支援事業	28,503	28,503		28,503		
			農業排水路管理事業	43,000	43,000		41,737		1,263
			農地防災ため池等整備事業（ため池）	55,000	55,000		55,000		
	商工費	商工費	中小小売商業対策事業	1,000	1,000				1,000
			プレミアム付商品券発行事業	10,460	10,460		10,460		
	土木費	土木管理費	土木施設用地対策事業	2,414	2,414				2,414
			急傾斜地崩壊対策事業	48,900	48,900		44,010	4,800	90
			道路維持管理事業	15,000	12,148				12,148
			道路冠水対策事業	7,000	7,000		3,500	3,500	
			道路新設改良事業（単独・事務費）	11,048	8,053			5,500	2,553
			中山道線ほか1線道路改良事業	21,576	21,576		20,838		738
			彦根駅平田線道路改良事業	30,034	30,029		11,995	18,000	34
			芹橋彦富線道路改良事業	73,741	20,562		11,230	9,300	32
			橋りょう長寿命化推進事業	38,688	38,688		12,382	9,400	16,174

令和元年度（2019年度）繰越明許費繰越計算書

(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入特定財源	国県支出金	収入市債	特定財源
			交通安全施設整備事業（維持補修）	24,289	22,517				22,517
			通学路安全対策事業	12,200	12,200		6,600	5,600	
		河川費	河川新設改良事業	13,347	13,347			13,300	47
			大黒川外河川改良事業	26,747	26,746			26,700	46
		都市計画費	街路整備単独事業	468,206	3,135			3,000	135
			立花船町線街路事業	29,962	29,693		16,314	13,300	79
			松原町大黒前鴨ノ巣線街路事業	129,664	122,838		67,010	54,800	1,028
			土地利用計画業務	1,000	1,000				1,000
			J R 稲枝駅周辺整備事業	27,500	1,524		731	700	93
			金亀公園整備事業	196,382	187,382		73,637	113,700	45
			公営住宅維持管理事業	10,367	10,367			8,900	1,467
教育費	小学校費		小学校管理運営事業	301,820	301,820		150,909	150,900	11
			佐和山小学校校舍増築事業	87,000	87,000		10,272	76,700	28
			河瀬小学校校舍増築事業	240,000	240,000		32,786	207,200	14
		中学校費	中学校管理運営事業	193,911	193,911		96,955	96,900	56

令和元年度（2019年度）繰越明許費繰越計算書

（単位 千円）

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
						既収入 特定財源	未収入 国県支出金	入 市債	特定 財源 その他
		社会教育費	特別史跡「彦根城跡」公有地化推進事業	102,738	102,738		82,174		20,564
		保健体育費	市民体育センター整備事業	3,390,214	3,063,309		584,191	2,474,000	5,118
	計			5,675,311	4,780,460		1,394,834	3,296,200	73,252
下特別水道事業会計	公共下水道事業費	公共下水道事業費	公共下水道事業	236,580	236,580		100,097	124,800	11,683
		特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	95,200	95,200		25,695	64,900	4,605
		浸水対策下水対策（雨水対策）	浸水対策下水対策（雨水対策）	82,062	82,062		39,600	35,600	6,862
	計			413,842	413,842		165,392	225,300	23,150
合計				6,089,153	5,194,302		1,560,226	3,521,500	96,402

なお、下水道事業特別会計の繰越明許費は、下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだ。

報告第 10 号

令和元年度(2019 年度)彦根市事故繰越し繰越計算書について

令和元年度(2019 年度)彦根市一般会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

報告第 11 号

令和元年度(2019 年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

令和元年度(2019 年度)彦根市水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 2 年(2020 年)6 月 1 日

彦根市長 大久保 貴

令和元年度（2019年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位 千円）

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説	明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	既収入 特定財源		
資本的支出	建設改良費	大藪浄水場浄水施設機械設備更新工事 (八坂町)	368,720		368,720	210,000				158,720	中期経営計画に基づき大藪浄水場の機械設備を更新するものですが、特殊な資材の調達や稼働中の浄水施設の日常管理との調整に時間を要するため繰り越すもの
		大藪浄水場浄水施設電気設備更新工事 (八坂町)	318,560		318,560	170,000				148,560	中期経営計画に基づき大藪浄水場の電気設備を更新するものですが、特殊な資材の調達や稼働中の浄水施設の日常管理との調整に時間を要するため繰り越すもの
		R元 大堀町配水管 布設替工事 (大堀町)	26,100		26,100					26,100	管網整備計画に基づき実施するものですが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R元 彦根市内配水管 布設跡舗装復旧 工事 (平田町ほか)	8,900		8,900					8,900	布設替工事跡の舗装復旧のため実施するものですが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R元 賀田山町ほか 配水管布設替工事 (賀田山町ほか)	13,000		13,000					13,000	管網整備計画に基づき実施するものですが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		大藪浄水場急速1 系沈殿池傾斜板更新 工事 (八坂町)	45,320		45,320	20,000				25,320	老朽化した傾斜板を更新するものですが、特殊な資材の調達や稼働中の浄水施設の日常管理との調整に時間を要するため繰り越すもの
		R元 東沼波町配水管 布設替工事 (東沼波町)	28,400		28,400					28,400	老朽管更新計画に基づき実施するものですが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R元 野瀬町配水管 布設替工事 (野瀬町)	18,800		18,800					18,800	管網整備計画に基づき実施するものですが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの

令和元年度（2019年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位 千円）

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説 明	
						企業債	国庫 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源		損益勘定 留保資金
資本的支出	建設改良費	R元 南部配水池進 入路整備工事 (賀田山町)	2,800		2,800					2,800	施設管理計画に基づき実施するものです が、関係機関との調整により時間を要した ため繰り越すもの
		R元 地蔵町ほか配 水管布設替工事 (地蔵町ほか)	22,000		22,000			484		21,516	下水道工事に伴う配水管布設替工事です が、水道工事は共同施工しているものの、 部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管 撤去工事を施工しなければならなかったため繰 り越すもの
		R元 彦富町配水管 布設替工事 (彦富町)	25,000		25,000			8,977		16,023	下水道工事に伴う配水管布設替工事です が、水道工事は共同施工しているものの、 部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管 撤去工事を施工しなければならなかったため繰 り越すもの
		R元 西葛籠町ほか 配水管布設替工事 (西葛籠町ほか)	36,500		36,500			14,820		21,680	下水道工事に伴う配水管布設替工事です が、水道工事は共同施工しているものの、 部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管 撤去工事を施工しなければならなかったため繰 り越すもの
		R元 葛籠町配水管 布設替工事 (葛籠町)	5,600		5,600			1,193		4,407	下水道工事に伴う配水管布設替工事です が、水道工事は共同施工しているものの、 部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管 撤去工事を施工しなければならなかったため繰 り越すもの
		R元 正法寺町配水 管布設替工事 (正法寺町)	5,800		5,800			3,641		2,159	下水道工事に伴う配水管布設替工事です が、水道工事は共同施工しているものの、 部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管 撤去工事を施工しなければならなかったため繰 り越すもの
		R元 海瀬町配水管 布設替工事 (海瀬町)	14,200		14,200			4,330		9,870	下水道工事に伴う配水管布設替工事です が、水道工事は共同施工しているものの、 部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管 撤去工事を施工しなければならなかったため繰 り越すもの
		R元 野口町石綿管 撤去工事 (野口町)	1,300		1,300					1,300	県道路改良工事に伴い道路管理者からの依 頼により旧管の撤去を行うものですが、県 工事との調整に時間を要したため繰り越す もの

令和元年度（2019年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説	明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	既収入特定財源	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	大藪浄水場浄水施設更新工事施工監理委託業務	2,574		2,574					2,574	大藪浄水場で施工される機械および電気施設の更新工事に伴い施工監理を委託するもので、工事に合わせ繰り越すもの	
		計	943,574		943,574	400,000		33,445		510,129		

令和元年度（2019年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説	明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
水道事業費	営業費用	R元 地蔵町ほか配 水管布設替工事 (地蔵町ほか)	983		983			983			下水道工事に伴う配水管布設替工事 ですが、水道工事は共同施工している ものの、部分的に単独施工分の布設替 工事や仮設管撤去工事を施工しなければ ならないため繰り越すもの
		R元 彦富町配水管 布設替工事 (彦富町)	9,597		9,597			9,597			下水道工事に伴う配水管布設替工事 ですが、水道工事は共同施工している ものの、部分的に単独施工分の布設替 工事や仮設管撤去工事を施工しなければ ならないため繰り越すもの
		R元 西葛籠町ほか 配水管布設替工事 (西葛籠町ほか)	18,978		18,978			18,978			下水道工事に伴う配水管布設替工事 ですが、水道工事は共同施工している ものの、部分的に単独施工分の布設替 工事や仮設管撤去工事を施工しなければ ならないため繰り越すもの
		R元 葛籠町配水管 布設替工事 (葛籠町)	4,446		4,446			4,446			下水道工事に伴う配水管布設替工事 ですが、水道工事は共同施工している ものの、部分的に単独施工分の布設替 工事や仮設管撤去工事を施工しなければ ならないため繰り越すもの
		R元 正法寺町配水 管布設替工事 (正法寺町)	10,139		10,139			10,139			下水道工事に伴う配水管布設替工事 ですが、水道工事は共同施工している ものの、部分的に単独施工分の布設替 工事や仮設管撤去工事を施工しなければ ならないため繰り越すもの
		R元 海瀬町配水管 布設替工事 (海瀬町)	3,759		3,759			3,759			下水道工事に伴う配水管布設替工事 ですが、水道工事は共同施工している ものの、部分的に単独施工分の布設替 工事や仮設管撤去工事を施工しなければ ならないため繰り越すもの
		計	47,902		47,902			47,902			

令和2年度（2020年度）

事業計画書および収支予算

一般財団法人 彦根市事業公社

令和2年度(2020年度) 一般財団法人彦根市事業公社事業計画

公共下水道事業をはじめとする汚水処理施設の整備、普及が進展する中、彦根市事業公社では、市民の生活環境および公衆衛生の向上に寄与するため、し尿収集運搬事業、ごみ収集運搬事業、ごみ焼却灰運搬事業、および指定ごみ袋の製造販売事業等の市委託事業ならびに自主事業の浄化槽維持管理事業を合理的かつ能率的に行い、適正かつ健全な公社運営を図るため、次のとおり事業計画を策定しました。

事業計画の概要

区 分	事 項	数 量	備 考
し尿収集運搬業務	年間収集件数	16,446件	定額制 5,808件 従量制 10,638件
	年間収集量	5,026KL	定額制 1,764KL 従量制 3,262KL
ごみ収集運搬業務	コース数	5コース	燃やすごみ 7,720t 容器包装プラ 373t
	年間収集量	8,539トン	埋立ごみ 436t 使用済乾電池 10t
ごみ焼却灰運搬業務	年間運搬量	4,000トン	フェニックス尼崎基地 往復 270Km 3,950t
			三重県の民間処分場 往復 170Km 50t
指定ごみ袋製造販売業務	年間製造枚数	9,250,000枚	燃やすごみ専用袋:家庭用40リットル 1,800,000枚
			燃やすごみ専用袋:家庭用30リットル 3,120,000枚
			燃やすごみ専用袋:家庭用22リットル 1,500,000枚
			燃やすごみ専用袋:家庭用12リットル 350,000枚
			燃やすごみ専用袋:事業用 480,000枚
			容器包装プラ専用袋:家庭用40リットル 1,400,000枚
			容器包装プラ専用袋:家庭用22リットル 200,000枚
			埋立ごみ専用袋:家庭用 400,000枚
	年間販売枚数	9,420,000枚	燃やすごみ専用袋:家庭用40リットル 1,720,000枚
			燃やすごみ専用袋:家庭用30リットル 3,200,000枚
			燃やすごみ専用袋:家庭用22リットル 1,700,000枚
			燃やすごみ専用袋:家庭用12リットル 350,000枚
			燃やすごみ専用袋:事業用 480,000枚
			容器包装プラ専用袋:家庭用40リットル 1,320,000枚
			容器包装プラ専用袋:家庭用22リットル 250,000枚
			埋立ごみ専用袋:家庭用 400,000枚
粗大ごみ処理券売りさばき業務	年間購入冊数	300冊	400円券 10冊
			600円券 220冊
			900円券 70冊
	年間販売冊数	290冊	400円券 5冊 600円券 220冊 900円券 65冊
浄化槽維持管理業務	契約基数	389基	単独槽 203基
			合併槽 186基
	年間維持管理基数	延べ2,847基	清掃 246基
			保守点検(年3～4回) 1,448基
			水質検査(通年) 405基
			投棄 709基
			修繕 39基

車両計画	し尿収集作業車	7台	バキューム車 3.5トン 1台 バキューム車 1.8トン 6台
	ごみ収集作業車	7台	パッカー車 3.2トン 2台 3.05トン 3台 パッカー車 2.0トン 1台 2.1 トン 1台
	焼却灰運搬車	2台	ダンプトラック 10.4トン 10.1トン 2台
	ごみ袋配送車	2台	トラック 1.8トン 1台 普通バン 0.75トン 1台
	浄化槽清掃作業車	2台	バキューム車 3.0トン 1台 バキューム車 1.8トン 1台
	浄化槽管理点検車	2台	軽バン 0.35トン 2台
	その他	2台	事務連絡 軽バン 0.35トン 1台 その他(し尿) 軽トラ 0.35トン 1台
職員構成	事務職員(事務局長ほか)	35人	再任用1人 事務職員 2人 臨時3人 6人
	し尿収集運搬業務		労務職員8人 臨時3人 11人
	ごみ収集運搬業務		労務職員5人 臨時9人 14人
	焼却灰運搬業務		労務職員 2人 2人
	ごみ袋製造販売等業務		し尿収集労務職員が兼務
	浄化槽維持管理業務		技術職員 1人 労務職員 1人 2人
評議員	評議員	5人	非常勤 5人 5人
役員	理事	5人	常勤 1人(常務理事) 非常勤 4人 5人
	監事	2人	非常勤 2人 2人

令和2年度 収支予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	0	0	0
② 特定資産運用益	0	0	0
③ 事業収益	303,790,700	295,940,446	7,850,254
し尿収集運搬事業収益	82,633,307	86,607,305	-3,973,998
ごみ収集運搬事業収益	76,233,092	73,351,237	2,881,855
ごみ焼却灰運搬事業収益	37,848,601	36,926,224	922,377
指定ごみ袋製造販売事業収益	87,622,700	78,835,680	8,787,020
粗大ごみ処理券販売事業収益	2,053,000	2,026,000	27,000
浄化槽維持管理事業収益	17,400,000	18,194,000	-794,000
④ 受取補助金等	0	0	0
⑤ 雑収益	6,000	6,000	0
受取利息	6,000	6,000	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	303,796,700	295,946,446	7,850,254
(2) 経常費用			
① 事業費	342,551,654	330,268,598	12,283,056
役員報酬	3,920,489	3,907,293	13,196
給料手当	114,115,536	112,763,250	1,352,286
臨時雇賃金	41,557,175	40,136,643	1,420,532
退職給付費用	0	0	0
退職給付費用(期末要支給額増加額)	5,385,775	5,327,765	58,010
退職給付費用(変更時差異年間償却額)	10,555,571	10,555,571	0
福利厚生費	28,547,178	27,530,869	1,016,309
会議費	113,367	113,400	-33
旅費交通費	250,000	200,000	50,000
通信運搬費	845,000	780,000	65,000
減価償却費	3,996,526	3,998,209	-1,683
リース資産減価償却費	17,807,000	18,199,000	-392,000
消耗品費	4,650,000	4,483,000	167,000
修繕費	8,790,000	7,200,000	1,590,000
印刷製本費	300,000	300,000	0
燃料費	10,862,000	11,904,000	-1,042,000
食糧費	191,000	191,000	0
光熱水費	1,769,637	1,769,637	0
使用料及び賃借料	5,280,000	5,757,863	-477,863
保険料	1,793,000	2,372,589	-579,589
報償費	10,000	10,000	0
租税公課	20,087,000	13,101,000	6,986,000
支払負担金	337,000	315,500	21,500
委託費	3,840,000	3,694,929	145,071
手数料	1,066,000	1,047,000	19,000
職員研修費	113,400	113,400	0
薬材費	532,000	1,043,000	-511,000
災害補償費	754,000	754,000	0
粗大ごみ処理券払出費	1,990,000	1,990,000	0
指定ポリ袋払出費	51,843,000	49,459,680	2,383,320
事故処理費	1,200,000	1,200,000	0
交際費	50,000	50,000	0

科 目	当年度	前年度	増 減
② 管理費	1,228,553	1,195,917	32,636
役員報酬	386,341	385,647	694
給料手当	233,556	224,131	9,425
賃金	242,200	233,721	8,479
退職給付費用(期末要支給額増加額)	0	0	0
福利厚生費	122,871	112,187	10,684
会議費	633	600	33
減価償却費	163,989	163,989	0
修繕費	30,000	0	30,000
食糧費	7,000	7,000	0
光熱水費	9,363	9,363	0
使用料及び賃借料	7,000	10,137	-3,137
保険料	2,000	1,981	19
報償費	0	0	0
委託費	11,000	10,561	439
手数料	6,000	30,000	-24,000
職員研修費	600	600	0
災害補償費	6,000	6,000	0
經常費用計	343,780,207	331,464,515	12,315,692
評価損益等調整前当期經常増減額	-39,983,507	-35,518,069	-4,465,438
当期經常増減額	-39,983,507	-35,518,069	-4,465,438
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-39,983,507	-35,518,069	-4,465,438
一般正味財産期首残高	193,624,269	223,303,854	-29,679,585
一般正味財産期末残高	153,640,762	187,785,785	-34,145,023
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	64,796,365	64,796,365	0
指定正味財産期末残高	64,796,365	64,796,365	0
Ⅲ 正味財産期末残高	218,437,127	252,582,150	-34,145,023

第 33 期

事業計画書および予算書

彦根総合地方卸売市場株式会社

第 3 3 期 事 業 計 画

彦根総合地方卸売市場(以下「卸売市場」という。)は、彦根市を中心とする県東北部流通圏約 13 万人の住民を対象に、生鮮食料品等を供給する基幹的インフラとして、平成 4 年 3 月に第 3 セクター方式による地方卸売市場として開場し、28 年を経過いたしました。

この間、卸売市場を取り巻く環境は、流通構造や消費者ニーズの変化などにより大きく変化してまいりました。そのため卸売市場での取扱量・取扱金額の減少や買受人の減少が続き卸売市場で営業する法人・個人の経営状況は大変厳しいものとなりました。

このような厳しい経営局面に対応していくため、当社では平成 26 年に策定した「彦根総合地方卸売市場株式会社経営戦略」(以下「経営戦略」という。)を着実に遂行し、開設者と卸売会社 2 社とが一体となって経営健全化に向けて取り組んでまいりました。

また、経営戦略見直しのため設置した経営戦略見直懇話会から昨年度に提案された経営戦略見直し(市民生活を支え続ける持続可能な市場をめざして)の実現のため、徹底したコスト削減や各種委託業務の見直しを今後も継続実行してまいります。

さらに、収入確保の観点から空き店舗や空き事務室の解消とその活用が急務であり、募集活動において、多方面からのアプローチを試みる必要があります、今まで以上に情報発信に努めてまいります。

その上に、卸売市場が安全・安心な食材を安定的に供給するという公共的役割を果たすためには、老朽化した施設・設備に対して適切な補修、修繕や適正規模への更新を図りながら持続可能な市場を目指してまいります。

今後とも、事業実施に当たっては、卸売市場全体がひとつの経営体として、地域に密着した商業機能を発揮できるよう積極的に次の事項に取り組んでまいります。

1 生鮮食品の供給拠点としての機能保持

新型コロナウイルスへの対応をはじめ法令順守により安全・安心な食材の安定的供給の維持に努めます。

2 賃貸料収入向上のための取組強化

(1) 空き店舗や空き事務室の解消

募集活動において、広告、看板、チラシ、不動産会社への営業活動、ホームページなど多方面からのアプローチを試み、今まで以上に情報発信に努めます。

(2) 市場の空き地の有効活用

借地事業による収益確保を目指し、視点としては、倉庫事業が有効であり、企業に進出してもらえよう不動産会社等への営業活動に努めます。

3 市場施設の適正な維持管理と設備更新

施設の適切な保守管理に努め、設備の老朽化に対して修繕や適正規模への更新を行います。

4 卸売会社、関連店舗への支援と他組織間との連携強化

(1) 卸売会社の営業活動および人材育成に対する側面支援

(2) 卸売会社、関連店舗に係る施設使用料の減免措置

(3) 新型コロナウイルスに対する連携強化および支援

5 市場活性化と一般消費者に開かれた市場

(1) 市場見学者のうち小学生を対象にした食育講座「魚を上手に食べよう」の実施

(2) 一般開放としての関連店舗による土曜市の開催

予 定 損 益 計 算 書

令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日
(単位:千円、税込)

経常損益の部	(営業損益の部)		
	1.売上高		
	賃貸料収入		21,000
	市場施設面積割使用料	12,000	
	売上高割使用料	1,500	
	共益費	2,500	
	その他施設使用料	5,000	
	土地賃貸料収入		7,560
	売上総利益		28,560
	2.販売費および一般管理費		43,120
	給料手当	14,200	
	法定福利費	2,000	
	福利厚生費	400	
	旅費交通費	100	
	通信費	200	
	交際費	50	
	減価償却費	7,000	
	賃借料	450	
	保険料	400	
	修繕費	4,000	
	水道光熱費	1,200	
	燃料費	100	
	消耗品費	600	
	租税公課	9,000	
	事務用品費	250	
	広告宣伝費	300	
	支払手数料	300	
	諸会費(負担金)	200	
	支払報酬	300	
	会議費	60	
	業務委託料	2,000	
	寄付金	10	
	営業利益		-14,560
	(営業外損益の部)		
	3.営業外収益		1,901
	受取利息	1	
	雑収入	1,900	
	4.営業外費用		80
	支払利息	80	
	経常利益		-12,739
特別損益の部	4.特別利益		14,839
	補助金収入	14,839	
	人件費補助	14,839	
	税引前当期利益		2,100

第 24 期

事業計画書および予算書

株式会社 夢京橋

第 24 期事業計画

令和元年度の夢京橋あかり館は、入館者数が 92,344 人で前年度比約 3%の増、まちなか博物館の観覧者数は 1,567 人で前年度比約 2%の増であった。これは、5 月のゴールデンウィークや 12 月から 2 月にかけての冬季期間において天候に恵まれたため観光客が増加したものと思われる。ただし、3 月からは新型コロナウイルスの影響で観光客が減少しており、先行きが不安である。

こうした中ではあるが、令和 2 年度の実業計画では、引続き、売上・収益を確保するための見直しを進め、商品政策についても、従来からのキャンドル・あかり関連の商品の見直しと、和蠟燭・お香・線香の売場における見せ方や量的な調節をしつつ、「招き猫」「オリジナルの地元産品」等、彦根のお土産としてレベルアップを図るとともに、予定来館者数を 10 万人と設定して、商品購入率を 34%、一人あたりの購入金額として 1,800 円を目標とする。

この目標を達成するために、2 階まちなか博物館と招き猫(彦根城・世界遺産)を運営の中心において、招き猫と和蠟燭とお香による「招福」を冠にし、『福』を授かる場所として招き猫伝説をベースにした町づくりによる集客と消費喚起を行う。

具体的には以下の 4 項目を重点として進めて行く。

1 博物館活性化事業（観光客創造事業）

夢京橋あかり館は、地域の観光拠点であり地域活性化の推進役として、中長期的な視点で観光客の増客を図るための事業を展開してきた。

令和 2 年度においても、まちなか博物館においては「MITSUNARI11」を継続し、年間を通して常に観光客の回遊が見られる場所とするとともに、「三成の戦実行委員会」「彦根夢京橋商店街振興組合」との連携を図り、市内の広範囲な回遊と昼食、土産等の購入等の消費喚起を行い、併せてリピーター客の囲い込みを図っていく。

2 地元産品製販プロジェクト事業（観光資源創造事業）

隠れた彦根・湖東地域の魅力ある「もの」を再発見・再構築し、地元のオリジナル商品として、地域産業と協働し製作・販売する。

平成 27 年度から昨年度まで、10 種類の商品を製作してきており、引き続き地元の特化した商品の掘り起こしを進め彦根（滋賀）における名産品の地域ビジネスモデル作りに努める。

3 商店街活性化協働事業（観光資源創造事業）

彦根歳時記「二十四節気と五節句」事業と銘打ち、彦根文化を“かたち”にして紹介していく集客事業を行う。これは、年間を通じて季節ごとのイベントを寺社、商店街、協力団体と連携して行い、イベントに関係する地産商品の販売を行う事で話題性および消費喚起ならびに集客を図るものである。

4 三成の戦実行委員会・仙琳寺プロジェクト・ひこねキャンドルナイト実行委員会事業

（観光地創造事業・観光客創造事業）

観光ビジネスを持続的に発展させるには季節に関わらず来彦者の変動が少ない状態が望ましいことから、中心的観光地に加え郷土が持っている文化の種を探し、隠れた観光地とも言うべき「場所」「建築物」「風景」「行事」「祭」等の隠れた魅力を引き出し、新名所として育てる作業を進める。

特に観光地ビジネスは、インフラ整備等、一事業所だけで成立するものではなく、市を含めた協力団体との協働作業が必要となるため連携して行う。特に三成の戦実行委員会・仙琳寺プロジェクト・ひこねキャンドルナイト実行委員会のプロジェクトと協働し、大きな事業に発展させ経済効果と増客に取り組む。

第24期目標損益計算書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
経常損益の部		
営業損益の部		
【売 上 高】		
商 品 売 上	58,500	
クラフト売上	1,500	
受託業務収入	10,109	
		<u>70,109</u>
【売上原価】		
仕入高	35,400	
		<u>34,709</u>
【販売費及び一般管理費】	20,000	
【指 定 管 理 費 用】	10,109	
		<u>4,600</u>
営業外損益の部		
【営業外収益】		
受取利息・雑収入	76	
		<u>76</u>
【営業外費用】		
雑損	0	
		<u>4,676</u>

販売費及び一般管理費

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
給 与 手 当	9,000	
雑 給	0	
法定福利費	1,000	
福利厚生費	500	
旅費交通費	100	
通 信 費	200	
交 際 費	100	
減価償却費	900	
賃 借 料	0	
保 険 料	70	
修 繕 費	500	
水道光熱費	500	
燃 料 費	10	
消 耗 品 費	800	
租 税 公 課	20	
運 賃	100	
広告宣伝費	500	
事務用品費	750	
諸 会 費	200	
新聞図書費	30	
会 議 費	20	
施設使用費	1,600	
販売促進費	500	
警備保障費	50	
地 代 家 賃	250	
支払手数料	2,000	
雑 費	300	
合 計		20,000

第 18 期

事業計画書および予算書

株式会社 四番町スクエア

第 18 期 事業計画

株式会社四番町スクエアは、地域への集客の核となる観光交流センター「ひこね食賓館四番町ダイニング」と地域交流センター「ひこね街なかプラザ」の運営をとおして中心市街地の活性化を担う第三セクター方式によるまちづくり会社として平成 15 年に設立され、本年度で 17 年目を迎えています。両施設のオープン当初は「国宝・彦根城築城 400 年祭」をはじめとする市をあげての大規模な周年事業の成功などにより順調に売上げを伸ばしていましたが、イベント終了後は徐々に客足が遠のき、これが直営部門における売上の減少とテナントの撤退による賃貸収入の減少、さらに撤退したテナントスペースの直営化が不採算部門を抱えることにつながり、平成 26 年度、第 12 期決算では過去最大の赤字を計上することとなりました。

このため、平成 26 年 10 月に「テナントの誘致による安定した賃貸収入の確保」、「団体客の誘致と新たな卸売先の開拓による売上の増加」および「人件費を含む徹底した経費の削減」を柱とした「経営改善計画」を策定し、抜本的な経営再建の取組を進めたことから、平成 27 年度第 13 期決算から令和 2 年度第 17 期までその効果が表れ、一定の収支改善が図れてきています。

一方、令和元年度の我が国経済は、10月の消費増税による影響に天候不順による個人消費の落ち込みが加わり、さらに年初2月から3月にかけて新型コロナウイルスの影響が日増しに強まり一気に景気が暗転することとなったとされています。

当社においても前期末特に3月は、催行が決定していた団体のバス117台、3,520人がキャンセルとなるなど、前年比56%と大きく売上を落とすこととなり、その影響は新年度に入っても続いています。

このように、新型コロナウイルスの感染拡大の終息が見通せない中、迎えている当社における第18期については、引き続き徹底した経費削減に努めるとともに、ポスト・コロナを見据えた政府等の観光部門における需要喚起策を念頭にこれまで進めてきた団体の立寄客および昼食客の積極的な誘致を目指した受入体制整備を進めてまいります。さらに、観光動向に左右されない新たな事業展開や業務の受託等について、持株比率や議決権比率等から当社の業務運営に実質的に主導的な立場を確保されている市との協議を精力的に進めてまいります。

また、四番町スクエア協同組合と連携した「100 円市場」や「Music 4Town」「開運！六地藏スタンプラリー」「まちなかビアガーデン」「鮪の解体ショー」といったイベントの展開や「食べ歩きクーポン券」の発行などを新型コロナウイルスの感染の終息を契機として再開し、訪れる人にとって魅力的な街の創造を目指してまいります。

さらに、引き続き「ひこにゃん」の街への登場を旅行商品造成につなげていくことや一昨年度から取り組みを始めたふるさと納税返礼品の積極的な提供などにより売上増を図りながら、経営収支のさらなる改善とともに当社設立の目的である中心市街地の活性化を図ってまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で将来が見通せない状況にありますが、令和 2 年 6 月に感染が終息し、その後出控えの反動で順調に客足が戻るという想定で試算した項目別の具体的な目標数値は次のとおりです。

目標項目					
業績目標					
1. 売上高／対前年伸び率				158,353千円	88.5%
2. 営業利益／売上高営業利益率				-21,543千円	-
3. 経常利益／売上高総経常利益率				-22,326千円	-
事業項目				目標金額 (千円)	前年比 (%)
1. ひこね食賓館 四番町ダイニング				売上高構成比 69.2%	109,612 82.2%
(1) 1Fお土産販売、2Fキャラクターワールド				74,049	81.9%
(2) 卸売販売・委託販売				18,674	78.8%
(3) 賃貸収入（テナント・銘菓会）				7,329	84.9%
(4) 業務受託料				9,560	89.8%
2. ひこね食賓館 彩菜館				売上高構成比 22.8%	36,137 102.0%
(1) 1F生産者農産物直売				36,137	102.0%
3. ひこね街なかプラザ				売上高構成比 3.7%	5,919 100.6%
(1) 業務受託料				5,919	100.6%
4. 四番町第2駐車場				売上高構成比 2.7%	4,297 88.6%
5. 受取手数料				売上高構成比 1.5%	2,388 93.4%
労働生産性目標					
1. 従業員数／前年比				16人	94.1%
2. 従業員一人当たり売上高（年）／前年比				9,897千円	94.1%
3. 従業員一人当たり人件費（年）／前年比				2,262千円	105.5%
4. 労働生産性（年）／前年比				4,913千円	116.1%

※労働生産性

売上総利益／従業員数（年平均）

売上総利益＝前年度1～3月＋当年度4～12月（TKC）

従業員数＝総労働時間／12カ月/20日/8時間＋役員2人

予定損益計算書 令和2年度

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

株式会社 四番町スクエア

(単位：千円)

科目	R1年度実績(予測)	R2年度予定	昨比
I 売上高	178,869	158,353	88.53%
売上高	146,296	128,860	88.1%
賃貸収入	13,481	11,626	86.2%
業務受託料等	16,534	15,479	93.6%
受取手数料	2,558	2,388	93.4%
II 売上原価	106,421	96,043	90.2%
期首棚卸高	9,737	10,882	111.8%
商品仕入高	107,566	94,746	88.1%
合計	117,303	105,628	90.0%
期末棚卸高	10,882	9,585	88.1%
売上総利益	72,448	62,310	86.0%
III 販売費及び一般管理費	87,549	83,853	95.8%
販売費・一般管理費	87,549	83,853	95.8%
人件費	36,440	36,203	99.3%
販売促進費	3,528	2,822	80.0%
事務管理諸費	24,224	22,195	91.6%
接待交際費	128	96	75.0%
通信交通費	2,123	2,123	100.0%
減価償却費	5,894	5,202	88.3%
地代家賃	10,136	10,136	100.0%
保険料	726	726	100.0%
租税公課	4,350	4,350	100.0%
営業利益(損失)	▲ 15,101	▲ 21,543	—
IV 営業外損益	▲ 783	▲ 783	—
経常利益	▲ 15,884	▲ 22,326	—